

令和5年度 浜田教育事務所だより

第94号 令和5年7月24日

- ◆調整監あいさつ (p.1)
- ◆総務課より (p.3)
- ◆各市町の取組～美郷町～ (p.6)
- ◆人権教育について (pp.2-3)
- ◆各市町の取組～大田市～ (pp.4-5)

学校訪問を終え、あらためて思うこと

調整監 小寺 博喜

浜田教育事務所長による学校訪問が終わりました。浜田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町にある74校全てを訪問させていただきました。初夏の学校行事や教育活動等で、お忙しい時期にもかかわらず、学校訪問の場を設定していただき



ましたことに、心よりお礼申しあげます。特に、校長先生、教頭先生、事務職員さんとは、限られた時間の中でしたが、充実した情報交換をさせていただきました。

校長先生には、訪問当日の資料として、今年度から「学校経営及び人事管理に関する教職員一覧表」を準備していただきました。その資料をもとに、学校教育目標や所属職員の人材育成等に触れながら、今年度の学校経営について説明をしていただきました。市町教育委員会の教育施策を十分意識しておられる方、自校の教職員の力を細かに把握しておられる方、一人一人の将来をしっかりと見据えておられる方、自校だけでなく地域全体の教育力を考慮しておられる方など、いずれの校長先生も「大切な一校を任せられた者」としての覚悟と、よりよい学校経営を目指す意気込みを感じました。

教頭先生には、ほぼ全ての学校で同席していただきました。担当授業や業務を調整して出席いただいた方もおられ、頭の下がる思いでした。学校経営については校長先生から、学校運営については管理職のどちらかから説明していただくよう、事前をお願いしていました。後者については、お二人で役割分担して説明される学校が多かったです。特に働き方改革については、教頭先生が説明される学校が多く、職員室の環境整備、会議のペーパーレス化、集団と個の業務の明確化、安定した同僚性の構築、生徒指導の効果的な初期対応など、各学校の実態に応じた取組に挑戦されていることがわかりました。さらに殆どの教頭先生が、自校の時間外勤務の実態を具体的な数値で把握しておられました。

事務職員さんとは、浜田教育事務所の総務課職員が面談をさせていただきました。情報交換では、自校の事務処理の状況や、事務グループ間の支援の状況、管理職との情報共有の状況等について説明していただきました。日頃から感じておられる学校全体の様子等についても聞かせていただきました。事務をつかさどる立場から学校全体のことをよく見ておられ、課題があれば少しでも改善へ向かうよう強い思いをもっておられる事務職員さんがたくさんおられることがよくわかりました。

このように、5月半ばから6月末までおこなわれた学校訪問をとおして、管内の小中学校と浜田教育事務所との繋がり大切さをあらためて実感いたしました。ご協力いただいた全ての学校と市町教育委員会に対し、今は感謝の気持ちでいっぱいです。

その一方で、教員不足という深刻な課題が継続しています。文部科学省の調査では「1年前より悪化した」とする自治体が43%に上ったとの発表がありました。浜田教育事務所管内においても、教職員を定数配置することができずにいる学校があります。また、教科によっては免許状所有者が配置できず、免許外教科担任で対応していただいている中学校が複数あります。さらに常勤講師が配置できず、勤務上制限のある緊急対応非常勤講師の配置で対応していただいている学校が多数あります。このように、学校訪問を終え、あらためて多くの学校にご負担をおかけしていることを認識しました。関係する皆様に対し、心からお詫び申しあげます。

調整監の業務の中で一番の重責は、管内における教職員の人事・任用です。全国的な教員不足を理由に後ろ向きに留まることなく、ベストは難しくても現状の中でベターな策を展開し、少しでも人員配置等で学校が実感できる支援を進めていきたいと強く思っています。浜田教育事務所のモットーにもある「相手を笑顔にする、相手に元気を与える」その視線は、デスクやパソコンではなく、常に学校現場に向けられたものでなければなりません。

人権教育について

研修を通じて身に付けたい資質や能力

人権教育推進員 竹中 律子

学校における人権教育を推進・充実させていくに当たっては、学校としての組織的な取組や指導内容・方法の工夫等が必要になります。こうした活動をより実りあるものにしていくためにも、教職員の研修は重要です。効果的な研修がなされることによって、教職員一人一人の実践や学校の組織的な取組も、より力強いものになります。

学校における人権教育を進めていくうえでは、まず、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりに努める必要があります。

教職員は、児童生徒に直接ふれあいながら指導を行うことで、その心身の成長発達を促進し、支援するという役割を担っています。「教師が変われば子どもは変わる」といわれるように、教職員の言動は、日々の教育活動の中で児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育成する上でもきわめて重要な意味をもちます。とりわけ人権教育においては、個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、指導の重要要素となります。

同時に、教職員同士の間でも、互いを尊重する態度は大切であり、指導上の課題について相互に話し合い、共通理解を図ることができるような環境づくりに努めることが大切です。

これらを踏まえて、教職員は、児童生徒の心の痛みに気付き、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けるよう、常に自己研鑽を積んでいく必要があります。教育活動や日常生活場面の中で、言動に潜む決めつけや偏見がないか、一人一人を大切にしているかを繰り返し点検し、自らの人権意識を見つめ直す必要もあります。

また、人権尊重の精神を基盤に、人間関係能力、コミュニケーション能力などを高めること、児童生徒理解を深め、理解に基づく適切な支援を実施できることも期待されます。

ここで、令和4年度の人権教育推進状況調査結果から、小中学校での教職員研修の実施状況を3つ見てください。

- 1 教職員研修における人権課題の取組状況については、実施率80%を超えている人権課題として、「子ども（いじめ）」「子ども（体罰・児童虐待）」があがっています。「部落差別（同和問題）」「患者及び感染者等（新型コロナ）」、令和2年度から3年間での実施を求めていた「ハンセン病問題」も高い実施率でした。
- 2 校内研修「おたすけシリーズ」のショート動画の活用状況については、実績が多い順に、「進路保障の理念」「求められるのは人権感覚」「人権教育の3つの視点」「性の多様性が認められる学校づくり①（性のあり方・考え方編）」でした。

以上の調査結果から、理解しておきたい知識や身に付けておきたい技能の習得につながる研修が進められていると分かります。

ところで、教職員一人一人の実践や学校の組織的な取組がより力強いものになる効果的な研修とは、

どのような研修でしょうか。「しまねがめざす人権教育」(第2集)では、「人権教育に関わる研修は、その学校の『進路保障』の推進につながるものであることが大切である。そのためには、まず、子どもや教職員の実態から生まれるニーズを把握し、それに沿ったテーマを設定。そのうえで、その学校の『進路保障』推進上の課題にせまるものになるよう工夫することが有効である」とあります。

3 教職員の人権感覚を高める研修についての浜田教育事務所管内小中学校の実施状況については、「背景を探っていく力を高める研修」がほぼ100%の学校、「教職員の集団づくりに関する研修」が約70%の学校という結果でした。

先の2の実施状況からも分かるように、「進路保障」の理念への関心はとても高く、「進路保障」の意味の理解が進んでいると分かります。

「しまねがめざす人権教育」(第2集)では、「学校における推進体制を確立するに当たっては、まずは教職員に『進路保障』の意味の理解が徹底されていることが大前提。そのうえで、実際に機能する体制、お互いに協力し合いながら高め合おうとする仲間づくりが大切である」とあります。

各校での校内研修が自校の児童生徒のためにあることを意識し、「進路保障」の推進につながる研修として効果的に取り組まれるとともに、管理職のリーダーシップのもと、児童生徒が自らの大切さを認められていることが実感できるような「教職員の集団づくり」がさらに進むことを願っています。

児童手当現況届について ~総務課より~

毎年6月は、児童手当の現況届をご提出いただく時期です。浜田管内小中学校の手当受給者の皆様、事務職員の皆様におかれましては、速やかにご提出いただきありがとうございます。ありがとうございました。

現在、現況届の審査を進めているところですが、間違いやすいポイントや用語をご紹介します。

● 「同居父母」とは？

様式中に出てくる「同居父母」とは、児童手当法第4条第4項に該当する方を指します。

【抜粋】児童手当法 第4条第4項

4 前二項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

具体的には、父母が離婚を前提に別居中（生計を同じくしない）で、収入は父の方が高いが、児童は母と同居しているようなケースです。この場合、母が「同居父母」に該当し、母に児童手当が支給されます。

なお、単身赴任等で一時的に父母が別居している場合は、生計を同じくしていると見なしますので「同居父母」には該当しません。

（参考：児童手当法、市町村における児童手当関係事務処理について）

● 住民票の「続柄」「マイナンバー」に要注意！

住民票は、「続柄：あり、マイナンバー：なし」のものを取得してください。続柄が省略されている住民票や、マイナンバーが記載されている住民票を取得された場合、再提出をお願いしております。

● 現況届の様式は「請求者入力用」「認定者決裁・控え用」をセットで提出！

現況届の様式は、「請求者入力用」「認定者決裁・控え用」2枚で1セットになっています。見分けるポイントは、様式下の決裁欄です。よく似ていますので、同じものを2枚提出しないようご注意ください。

各市町の取組 ～大田市～

「能力ベースの授業づくり」 Why? What? How?

大田市教育委員会 派遣指導主事 原田 奈保子

大田市の授業改善の取組は2年目を迎えます。「能力ベースの授業づくり」で大切にしたいことをまとめてみました。

○「Why?を問う」【なぜ学ぶのか？学びのゴールは何か？どんな能力を身に付けさせたいのか？】

能力ベースの授業のゴールは、学習を通してどんな見方・考え方、学び方ができるようになったのか、どんな能力を身に付けたのかを子ども自身が自覚することです。この育成する能力を考えるには、教材の背景にある原理・原則、考え方を知ることが大切です。学習内容の系統や関連に関心を持ち、時間はかかっても学習指導要領を読み込み、教材の価値を理解する教材研究が重要だと感じています。

○「What?を見極める」【学習すべき内容は何か？】

能力ベースの授業では、「数学的活動」の充実を図り、学びのプロセスを繰り返し経験することにより、子どもが自分で学びのプロセスを回せるようになることを目指しています。学びのプロセス自体が「能力」であり、数学らしく思考する経験をつむことが大切です。

○「How?を描く」【学習活動（学習プロセス）をいかに描くか？】

「日常事象から問題を見出す」⇒「問いを設定する」⇒「自力解決・共同思考する」⇒「結果から学習内容を統合・発展させる」という子どもの思考プロセスから学びを描きます。見方・考え方を明示的に指導したり、既得の内容と結びつけて考えさせたりすることで、子どもは見方・考え方の成長を実感し、次の学びの意欲につなげていきます。

○「校種・教科を超え、つながり、学びの輪を広げよう」

大田市、島根県、そして全国各地では、よりよい授業づくりを目指して、様々な学習会や研究会が開催されています。私たち大人も「主体的・対話的で深い学び」の実現に向かって、動き出しましょう。

聞くことの大切さ

大田市教育委員会 派遣指導主事 俵 拓夫

昨年度の事務所だよりで、生徒指導上の諸問題に取り組む上で、①初期対応②情報共有③組織的な取組の3点が大切であるということをご紹介させていただきました。特に①の初期対応の際、「学校（教職員）は、子どもや保護者の話（訴え）に耳を傾け、しっかりと聞く」、「思い込みで話を聞かず、事実を整理しながら客観的かつ受容的に話を聞く」ことが信頼関係を築く第一歩ではないかとお伝えしました。

これまで学校と一緒に様々な生徒指導上の課題に取り組む中で、学校と子ども、学校と保護者との行き違いが問題を複雑化・長期化・重大化させる原因の一つになっていることを実感しています。

今年度4月に大田市生徒指導主任主事研修会で、「傾聴とコミュニケーション」をテーマに日本航空（株）の訓練部サービスアドバイザーを務めておられる半田美枝子さんの研修を企画することができました。半田さんのお話は、JALのキャビンアテンダント教育で実際に行われており、学校での様々な対応に大いに参考になる内容でした。傾聴のポイントとして、「一生懸命聞く」姿勢が大切で、「相手の話を遮らない、相手が話し終わるまで聞くことに徹する、自分の話を控える」などに気をつけることで、「相手は本気で話を聞いてくれていると感じ、信頼につながる」という紹介をされました。

相手の話を最後まで遮らずに聞くことは、できそうでやってみると大変難しいです。改めてコミュニケーションの基本として、自分自身も気を付けよう意識できた研修でした。

つながって持続可能に～まずは、知ることから～

大田市教育委員会 派遣指導主事 坂根 晶子

今年度、6回の特別支援教育に関する学習会を計画しています。特別支援教育に関心のある方が気軽に参加していただけるように、放課後にオンラインで行います。これを機に、特別支援教育についての情報を知り、意見交換を通して繋がりをもったり学び合ったりする場になることを目的にしています。そして、子どもの自立と社会参加に向けた個に応じた指導・支援体制が広がることを願っています。

6月に第1回の学習会を行いました。市内16校の小学校・中学校から、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任の他、通常の学級担任、養護教諭、教務主任、管理職等幅広く参加され、中には複数で参加される学校もありました。特別支援教育は、一部の教員が知っておくことではなく、全ての教職員が共通理解のもと、子どもに関わることが大切です。予想以上のニーズの高さに、心強く感じました。



初回は、「就学支援委員会って？」をテーマに、学びの場の検討の流れを確認し、保護者との合意形成の回り方について、意見交換を行いました。学習会後のアンケートには、「校内体制で取り組むこと」「保護者と話し合いを重ねること」「学校は保護者に情報提供するための知識をもっておくこと」等、特別支援教育を進めるにあたり、大切な点を理解できたという感想が多くありました。今後の学習会へのヒントもいただきました。

私事ですが、学習会等を計画・実行するにあたり、大きな壁がありました。私は、機器操作がとても苦手なものです。学習会に参加しやすくするためにも、ICTの技術を取り入れることは有効です。苦手意識が強いあまり“自分にはムリだな”と思い、実行する勇気をもてませんでした。しかし、周りの方々から力をかりることにより、“自分にもできた！”“次もやってみよう！”と意欲につながりました。子どもたちの“やってみよう！”という意欲につながる瞬間を自分自身が経験し、実感しているところです。

地域学校協働本部事業 両者 Win-Win の姿

大田市教育委員会 派遣社会教育主事 神田 智

「地域学校協働活動」は言うまでもなく、「社会に開かれた教育課程の実現」に向けて幅広い地域住民の参画により、学校・家庭・地域が連携、協働しながら地域総がかりで子どもたちの成長を支え、ふるさと教育の軸となる活動であります。大田市は5つの地域学校協働本部（中学校区）で年間2回程度のネットワーク会が開催され、地域と学校の望ましい連携、協働の姿について議論が交わされています。その中で、ある小学校長から「本事業は両者 Win-Win の姿が理想であり、学校側は既に Win の姿を獲得しているが、一方で地域側はどんな具体的な姿を Win と捉えるのか」という問いをいただきましたので、持ち帰った後、市内でそのような姿であると確信した2つの事例をリサーチしてみました。

- 福波まちづくりセンター主催の夏祭りで、盆踊りの口説き役(唄い手)不足やコロナ禍により存続が危ぶまれていた時、小学生に募集をかけたところ数名の応募があり、2回の練習を経て立派に口説き役を務めあげたという事例。地域にとっては継承者不足の解消に繋がり、Win の姿を獲得した。
- 平成4年に久利小と大屋小が統合した久屋小学校の学校運営協議会において、大屋地域での学習活動の機会が極めて少ないので、一度大屋地域の学習に久屋小の児童が来てくれないだろうかという大屋地域の委員から熱い要望があった。地域学校協働活動の一環で専任コーディネーターが動き、大屋地域への全校徒歩遠足が実現したという事例。大屋地域民にとっては、地域の良さを説明しながら児童と会話したり、ふれ合ったりして大きなエネルギーをもらい、Win の姿を獲得した。

この2事例はささやかな事例かもしれませんが、地域にとっては有難く何にでも代えがたい貴重な事例だと捉えます。このように私は、両者 Win-Win の姿を粘り強く追求している毎日です。

各市町の取組 ～美郷町～

新たな一歩

美郷町教育委員会 派遣指導主事 石原 充

美郷町では、「美郷町を担う心豊かな人づくり」という基本理念の基、「Ⅰ社会を生き抜く力の育成」「Ⅱ未来を担う人材の育成」「Ⅲ学校、家庭、地域の連携・協働による教育環境の充実」を目指した取組を進めています。その中から、今年度の取組として2点紹介させていただきます。

まずは、ICT活用に関する授業公開です。美郷町では平成30年にICT教育推進会議を立ち上げ、各校年間2回の授業公開などを行ってきました。今年度は「意見を交換する場面又は自分の考えをまとめ発表する場面での活用」「情報モラルに関する指導の時間」というテーマでそれぞれ1回ずつ授業公開を行います。情報活用能力の中の「自分の考えを形成する力」、そして「ICT機器を生活の中で適切に活用していく力」をどのようにして伸ばしていくか、美郷町の先生方と一緒に考えていきたいと思ひます。

次に、コミュニティ・スクールへの移行です。美郷町では校区ごとに学校運営協議会を設置しています。保育園の先生にも委員に入っただき、保育園から中学校卒業まで地域みんなで子どもたちを見守ることができるコミュニティ・スクールを目指しています。まだ立ち上げたばかりで、手探りなこともあります。学校と地域がこれまで以上に連携・協働していくことができるように努めたいと考えています。

美郷町公民館連絡協議会

美郷町教育委員会 派遣社会教育主事 藤井 伸治

美郷町の公民館では定期的に連絡会議を開催し、運営や活動についての協議・確認、情報交換、研修などを行っています。連絡会議には、公民館職員全員が参加する「職員合同会議(年2回開催)」、必要に応じて開催する「副館長会(不定期)」、毎月開催する「主事会」の3つがあります。派遣社会教育主事の関わりは、「職員合同会議」および「主事会」でミニ研修を実施することと、会議の運営支援です。

4月に開催した「職員合同会議」では、『しまねの社会教育で大切にしたいこと』、『しまねの社会教育だより35号・36号』を使って、公民館の役割や活動の進め方の留意点、公民館職員に求められる資質や身に付けたい力等について確認をしました。

5月の「主事会」では、『美郷町教育振興基本計画』を使って、公民館活動の位置づけと活動の重点について再確認をし、6月の「主事会」では、再度、『しまねの社会教育で大切にしたいこと』を使って、社会教育を進めていく上で大切にしたい考え方、人づくりのプロセス等について細かく見直しをしました。

連絡会議の中で、また、公民館職員の取組を見て感じることは、それぞれの地域にはその地域ならではの強みや良さがあり、課題があるということです。常日頃からそれぞれの地域・現場についての理解を深め、現場目線での思考や発言、行動を心掛けたいものだと感じています。社会教育に携わる職員としての意識向上や、公民館どうしの横連携と職員の仲間づくりにつなげていくことができるよう、これからも信頼関係の構築に努めながら支援を続けていきたいと思ひます。

